



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 長崎県病院企業団規程	
・長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程	長崎県病院企業団

## 規 則

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第31号

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則(昭和43年長崎県規則第20号)の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前															
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 事業所及び所属長 次の表の左欄に掲げる事業について、当該中欄に掲げる機関及び当該右欄に掲げる者をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業所</th> <th>所属長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾整備事業</td> <td>長崎振興局</td> <td>長崎振興局長</td> </tr> <tr> <td>流域下水道事業</td> <td>水環境対策課 県央振興局</td> <td>水環境対策課長 県央振興局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 略</p> <p>(知事の事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により、別に定めのあるもののほか、所属長に対し、その所管に係る次の事務を委任する。この場合において、所属長は、当該委任に係る事務の範囲内において、所属長が知事の承認を得て指定する事務を長崎振興局長崎港湾漁港事務所長に委任することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 債権の譲渡の承認に関すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(企業出納員)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる事業における企業出納員は、</p>	事業	事業所	所属長	港湾整備事業	長崎振興局	長崎振興局長	流域下水道事業	水環境対策課 県央振興局	水環境対策課長 県央振興局長	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 事業所及び所属長 次の表の左欄に掲げる事業について、当該中欄に掲げる機関及び当該右欄に掲げる者をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業所</th> <th>所属長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾整備事業</td> <td>長崎振興局</td> <td>長崎振興局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 略</p> <p>(知事の事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により、別に定めのあるもののほか、所属長に対し、その所管に係る次の事務を委任する。この場合において、所属長は、当該委任に係る事務の範囲内において、所属長が知事の承認を得て指定する事務を長崎振興局長崎港湾漁港事務所長に委任することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指名債権の譲渡の承認に関すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(企業出納員)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる事業における企業出納員は、</p>	事業	事業所	所属長	港湾整備事業	長崎振興局	長崎振興局長
事業	事業所	所属長														
港湾整備事業	長崎振興局	長崎振興局長														
流域下水道事業	水環境対策課 県央振興局	水環境対策課長 県央振興局長														
事業	事業所	所属長														
港湾整備事業	長崎振興局	長崎振興局長														

当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

事業	職
港湾整備事業	長崎振興局長崎港湾漁港事務所総務課長
流域下水道事業	県民生活環境部水環境対策課参事 県央振興局管理部総務課長

2 略

3 第1項に規定する企業出納員に事故がある場合若しくは欠けた場合又は出張若しくは休暇のためその職務を行うことができない場合は、港湾整備事業は企業経理係長、流域下水道事業は県民生活環境部水環境対策課流域下水道班課長補佐、県央振興局管理部総務課経理班専門幹の職にある者がその職務を行う。この場合において、第1項の規定による企業出納員は、その期間中企業出納員を免ぜられたものとする。

4 略

(企業出納員の職及び氏名の通知)

第9条 所属長は、企業出納員(第4条第3項に規定する企業出納員の職務を行う者)を含む。以下本条において同じ。)の職及び氏名をあらかじめ、出納取扱金融機関に通知しておかなければならない。

2及び3 略

(金融機関の出納事務取扱)

第11条 事業の業務に係る現金の出納及び取納事務については、企業出納員及び現金取扱員が行うもののほか、これを出納取扱金融機関に行わせるものとする。

2及び3 略

(伝票の種類)

第13条 伝票の種類は、港湾整備事業においては収入伝票(様式第1号)、支払伝票(様式第2号)及び振替伝票(様式第3号)とし、流域下水道事業においては収入伝票(様式第46号)、支払伝票(様式第47号)及び振替伝票(様式第48号)とする。

2～4 略

(帳簿の種類及び保管)

第16条 事業の業務に関する取引を記録し、計算し及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備えるものとする。

- (1) 総勘定元帳(様式第4号)
- (2) 収入予算整理簿(様式第5号)
- (3) 支出予算整理簿(様式第6号)
- (4) 予算配当簿(様式第7号)
- (5) 現金預金出納簿(様式第8号)
- (6) 備品整理簿(様式第9号)
- (7) 固定資産台帳(様式第10号、様式第11号及び様式第12号)
- (8) 土地造成台帳(様式第13号)
- (9) 企業債台帳(様式第14号)
- (10) 借入金台帳(様式第15号)
- (11) 投資有価証券台帳(様式第16号)
- (12) 未払金(未払費用)整理簿(様式第17号)
- (13) 未収金整理簿(様式第18号)
- (14) 預り金(預り有価証券)整理簿(様式第19号)
- (15) 前金払等整理簿(様式第20号)
- (16) 総勘定元帳(様式第49号)
- (17) 収入予算整備簿(様式第50号)
- (18) 支出予算整備簿(様式第51号)
- (19) 現金預金出納簿(様式第52号)
- (20) 固定資産台帳(様式第53号)

当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

事業	職
港湾整備事業	長崎振興局長崎港湾漁港事務所総務課長

2 略

3 第1項に規定する企業出納員に事故がある場合若しくは欠けた場合又は出張若しくは休暇のためその職務を行なうことができない場合は、企業経理係長の職にある者がその職務を行なう。この場合において、第1項の規定による企業出納員は、その期間中企業出納員を免ぜられたものとする。

4 略

(企業出納員の職及び氏名の通知)

第9条 所属長は、企業出納員(第4条第3項に規定する企業出納員の職務を行なう者)を含む。以下本条において同じ。)の職及び氏名をあらかじめ、出納取扱金融機関に通知しておかなければならない。

2及び3 略

(金融機関の出納事務取扱)

第11条 事業の業務に係る現金の出納及び取納事務については、企業出納員及び現金取扱員が行なうもののほか、これを出納取扱金融機関に行なわせるものとする。

2及び3 略

(伝票の種類)

第13条 伝票の種類は、収入伝票(様式第1号)、支払伝票(様式第2号)及び振替伝票(様式第3号)とする。

2～4 略

(帳簿の種類及び保管)

第16条 事業の業務に関する取引を記録し、計算し及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備えるものとする。

- (1) 総勘定元帳(様式第4号)
- (2) 収入予算整理簿(様式第5号)
- (3) 支出予算整理簿(様式第6号)
- (4) 予算配当簿(様式第7号)
- (5) 現金預金出納簿(様式第8号)
- (6) 備品整理簿(様式第9号)
- (7) 固定資産台帳(様式第10号、様式第11号及び様式第12号)
- (8) 土地造成台帳(様式第13号)
- (9) 企業債台帳(様式第14号)
- (10) 借入金台帳(様式第15号)
- (11) 投資有価証券台帳(様式第16号)
- (12) 未払金(未払費用)整理簿(様式第17号)
- (13) 未収金整理簿(様式第18号)
- (14) 預り金(預り有価証券)整理簿(様式第19号)
- (15) 前金払等整理簿(様式第20号)

<p>(21) <u>企業債台帳 (様式第54号)</u></p> <p>(22) <u>未払金整理簿 (様式第55号)</u></p> <p>(23) <u>未収金整理簿 (様式第56号)</u></p> <p>(24) <u>預り金 (預り有価証券) 整理簿 (様式第57号)</u></p> <p>(25) <u>前金払等整理簿 (様式第58号)</u></p> <p>2 前項の帳簿の中で、第1号から第15号までに掲げる帳簿は<u>港湾整備事業に、第4号、第6号、第10号、第11号及び第16号から第25号までに掲げる帳簿は流域下水道事業に備えるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 前2項に掲げる帳簿は、<u>企業出納員が保管する。ただし、第1項第4号に掲げる帳簿は、<u>監理課長及び県民生活環境課長が保管する。</u></u> (勘定科目)</p> <p>第20条 事業の経理は、<u>損益勘定、資産勘定・負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する勘定の科目の区分は、<u>港湾整備事業は別表第1、流域下水道事業は別表第2に定めるところによる。</u> (納入の通知)</p> <p>第24条 所属長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定額を変更した場合は、<u>直ちに納入義務者に対して、<u>港湾整備事業においては納入通知書 (様式第21号)、流域下水道事業においては納入通知書 (様式第59号)</u>によって通知しなければならない。</u></p> <p>2 略 (過誤納金の還付)</p> <p>第28条 企業出納員は、<u>収入金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、<u>支出の手続の例により処理し、納入義務者にその旨を通知するとともに、振替伝票を発行しなければならない。ただし、通知と同時に現金の支払が行われる場合は、振替伝票の発行を省略することができる。</u></u> (小切手受領の拒絶)</p> <p>第29条の2 企業出納員及び出納取扱金融機関は、<u>令第21条の3第1項第1号に規定する小切手であっても、次の各号の<u>いずれかに該当するときは、その受領を拒絶することができる。</u></u></p> <p>(1)～(4) 略 (支出の手続)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 2人以上の債権者に対して<u>支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、あわせて一の支払伝票を発行することができる。</u> この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。</p> <p>4 略 (支払)</p> <p>第32条 企業出納員は、<u>債権者に対して支払いをしようとするときは、<u>港湾整備事業は出納取扱金融機関を支払人とする小切手を債権者に交付し、流域下水道事業は出納取扱金融機関に支払金額及び支払目的を通知し、これと引き換えに領収書を徴収しなければならない。ただし、第33条の場合又は債権者から現金払いの申し出があったときは、現金払いをすることができる。</u></u></p> <p>2及び3 略 (不用小切手用紙及び原符の整理)</p> <p>第32条の10 企業出納員は、<u>使用小切手帳が不用となったときは、当該小切手帳の未使用用紙を速やかに出納取扱金融機関に返戻して、領収証書を受け取り、当該小切手帳から振り出した小切手の原符とともに保存しておかなければな</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 前2項に掲げる帳簿は、<u>企業出納員が保管する。ただし、第1項第4号に掲げる帳簿は、<u>監理課長が保管する。</u></u> (勘定科目)</p> <p>第20条 事業の経理は、<u>損益勘定、資産勘定・負債勘定及び資本勘定に区分して行なうものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する勘定の科目の区分は、<u>別表第1に定めるところによる。</u> (納入の通知)</p> <p>第24条 所属長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定額を変更した場合は、<u>直ちに納入義務者に対して納入通知書 (様式第21号)によって通知しなければならない。</u></p> <p>2 略 (過誤納金の還付)</p> <p>第28条 企業出納員は、<u>収入金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、<u>支出の手続きの例により処理し、納入義務者にその旨を通知するとともに、振替伝票を発行しなければならない。ただし、通知と同時に現金の支払が行われる場合は、振替伝票の発行を省略することができる。</u></u> (小切手受領の拒絶)</p> <p>第29条の2 企業出納員及び出納取扱金融機関は、<u>令第21条の3第1項第1号に規定する小切手であっても、次の各号の<u>一に該当するときは、その受領を拒絶することができる。</u></u></p> <p>(1)～(4) 略 (支出の手続)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 2人以上の債権者に対して<u>支払を行なう場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、あわせて一の支払伝票を発行することができる。</u> この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。</p> <p>4 略 (支払)</p> <p>第32条 企業出納員は、<u>債権者に対して支払いをしようとするときは、<u>出納取扱金融機関を支払人とする小切手を債権者に交付し、これと引き換えに領収書を徴収しなければならない。ただし、第33条の場合又は債権者から現金払いの申し出があったときは、現金払いをすることができる。</u></u></p> <p>2及び3 略 (不用小切手用紙及び原符の整理)</p> <p>第32条の10 企業出納員は、<u>使用小切手帳が不用となったときは、当該小切手帳の未使用用紙をすみやかに出納取扱金融機関に返戻して、領収証書を受け取り、当該小切手帳から振り出した小切手の原符とともに保存しておかなければ</u></p>
---	--

らない。

(小切手を亡失したときの取扱い)

第32条の11 小切手の所持人は、小切手を亡失したときは、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第100条に規定する公示催告手続により、除権決定を受けた後、当該決定の正本(正本の提出不能の理由が明らかであるときは謄本)、印鑑証明及び当該小切手の振出人の小切手振出済証明書に領収証書を添え、当該小切手の支払人たる出納取扱金融機関に請求して、その支払を受けなければならない。

## 2 及び 3 略

(資金前渡)

### 第35条 略

2 資金前渡の支出の手続については、第31条の規定を準用する。

### 3 略

(概算払)

### 第37条 略

2 概算払の支出の手続については、第31条の規定を準用する。

### 3 略

4 概算払の精算の手続については、資金前渡の精算の例による。

(前金払)

### 第38条 略

#### 2 略

3 前金払の支出の手続については、第31条の規定を準用する。

#### 4 略

5 前金払の精算の手続については、資金前渡の精算の例による。

(隔地払)

第39条 令第21条の9第1項の規定により隔地の債権者に支払いをしようとする場合は、当該債権者のため最も便利と認める支払場所を指定し、表面余白に「隔地払」の印を押した当該出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、送金依頼書(様式第30号)を添えて送金の手続をさせることができる。

(口座振替)

第41条 港湾整備事業の口座振替については、令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は当該支出に係る所属出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から、口座振替による支払の申し出があったときは、表面余白に「口座振替」の印を押した当該出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、口座振替依頼書(様式第32号)を添えて、出納取扱金融機関に送付しなければならない。

## 2 略

第41条の2 流域下水道事業の口座振替については、令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は当該支出に係る所属出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から、口座振替による支払の申し出があったときは、債権者に、債権名、口座振替先金融機関名、預金口座名義、預金口座番号及び振替金額を記載した文書によって企業出納員に申し出させなければならない。

2 企業出納員は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額及び振替目的を通知して行わなければならない。

ならない。

(小切手を亡失したときの取扱い)

第32条の11 小切手の所持人は、小切手を亡失したときは、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治23年法律第29号)第777条の規定により、管轄裁判所に対し、証書の無効宣言のための公示催告をし、除権判決を受けた後、当該判決の正本(正本の提出不納の理由が明らかであるときは謄本)、印鑑証明及び当該小切手の振出人の小切手振出済証明書に領収証書を添え、当該小切手の支払人たる出納取扱金融機関に請求して、その支払を受けなければならない。

## 2 及び 3 略

(資金前渡)

### 第35条 略

2 資金前渡の支出の手続きについては、第31条の規定を準用する。

### 3 略

(概算払)

### 第37条 略

2 概算払の支出の手続きについては、第31条の規定を準用する。

### 3 略

4 概算払の精算の手続きについては、資金前渡の精算の例による。

(前金払)

### 第38条 略

#### 2 略

3 前金払の支出の手続きについては、第31条の規定を準用する。

#### 4 略

5 前金払の精算の手続きについては、資金前渡の精算の例による。

(隔地払)

第39条 令第21条の9第1項の規定により隔地の債権者に支払いをしようとする場合は、当該債権者のため最も便利と認める支払場所を指定し、表面余白に「隔地払」の印を押した当該出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、送金依頼書(様式第30号)を添えて送金の手続きをさせることができる。

(口座振替)

第41条 令第21条の10の規定により、出納取扱金融機関又は当該支出に係る所属出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から、口座振替による支払の申し出があったときは、表面余白に「口座振替」の印を押した当該出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、口座振替依頼書(様式第32号)を添えて、出納取扱金融機関に送付しなければならない。

## 2 略

(領収書等の徴収)

第42条 港湾整備事業の企業出納員は、金銭の支払い若しくは小切手の振り出し又は送金依頼書若しくは口座振替依頼書によって支出したときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収済通知書若しくは送金通知書(様式第33号)若しくは口座振替済通知書(様式第34号)を受けとらなければならない。

2 流域下水道事業の出納取扱金融機関は、口座振替によって振替を行ったものについて翌日までに企業出納員へ報告しなければならない。

(過誤払金の戻入)

第43条 略

2 前項の規定によって戻入をするときは、企業出納員は、収入の手続により返納通知書(港湾整備事業は様式第36号、流域下水道事業は様式第60号による。)を返納者に送付しなければならない。

(預り金等の払出し)

第46条 企業出納員は、預り金等を払い出す場合は、預り金(預り有価証券)払出調書(様式第38号)により、所属長の決裁を受けて、預り金(預り有価証券)整理簿及び現金出納簿に記帳し、払出しの手続をとらなければならない。

(利札の還付)

第47条 企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還付の請求を受けたときは、これを審査し、還付の手続をとらなければならない。

(事故報告)

第65条 企業出納員は、天災その他の事由により消耗品等が滅失し、亡失し又は損傷を受けた場合は、直ちにその原因及び状況を調査し、消耗品等亡失毀損届により所属長に報告しなければならない。

(固定資産及び土地造成の異動)

第69条 固定資産及び土地造成の異動は、取得、処分、その他の異動として、それぞれ次の各号に該当したときをいう。

(1)及び(2) 略

(3) その他

ア 略

イ 盗難、焼却、亡失等により原形を滅失又は毀損したとき。

ウ 略

(工事の精算)

第76条 所属長は、建設又は改良工事が完成した場合は、速やかに事業費の精算を行ない、ただちに固定資産及び土地造成に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第77条 建設又は改良工事でその工期が1事業年度を超えるもの、その他必要と認められるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 前項の建設又は改良工事が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行ない、振替伝票を発行し、固定資産及び土地造成の当該科目に振り替えなければならない。

(事故報告)

第80条 所属長は、天災その他の事由により事業の固定資産及び土地造成が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、文書をもって速やかに知事に報告しなければならない。

(減価償却の計算)

第85条 略

2 減価償却額の経費算入は、毎事業年度9月末日及び3月末日現在において行うものとする。

(予算の令達等)

第91条 監理課長及び県民生活環境課長は、事業において執

(領収書等の徴収)

第42条 企業出納員は、金銭の支払い若しくは小切手の振り出し又は送金依頼書若しくは口座振替依頼書によって支出したときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収済通知書若しくは送金通知書(様式第33号)若しくは口座振替済通知書(様式第34号)を受けとらなければならない。

(過誤払金の戻入)

第43条 略

2 前項の規定によって戻入をするときは、企業出納員は、収入の手続きにより返納通知書(様式第36号)を返納者に送付しなければならない。

(預り金等の払出し)

第46条 企業出納員は、預り金等を払い出す場合は、預り金(預り有価証券)払出調書(様式第38号)により、所属長の決裁を受けて、預り金(預り有価証券)整理簿及び現金出納簿に記帳し、払出しの手続きをとらなければならない。

(利札の還付)

第47条 企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還付の請求を受けたときは、これを審査し、還付の手続きをとらなければならない。

(事故報告)

第65条 企業出納員は、天災その他の事由により消耗品等が滅失し、亡失し又は損傷を受けた場合は、直ちにその原因及び状況を調査し、消耗品等亡失毀損届により所属長に報告しなければならない。

(固定資産及び土地造成の異動)

第69条 固定資産及び土地造成の異動は、取得、処分、その他の異動として、それぞれ次の各号に該当したときをいう。

(1)及び(2) 略

(3) その他

ア 略

イ 盗難、焼却、亡失等により原形を滅失又は毀損したとき。

ウ 略

(工事の精算)

第76条 所属長は、建設又は改良工事が完成した場合は、すみやかに事業費の精算を行ない、ただちに固定資産及び土地造成に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第77条 建設又は改良工事でその工期が1事業年度をこえるもの、その他必要と認められるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 前項の建設又は改良工事が完成した場合は、すみやかに建設仮勘定の精算を行ない、振替伝票を発行し、固定資産及び土地造成の当該科目に振り替えなければならない。

(事故報告)

第80条 所属長は、天災その他の事由により事業の固定資産及び土地造成が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、文書をもってすみやかに知事に報告しなければならない。

(減価償却の計算)

第85条 略

2 減価償却額の経費算入は、毎事業年度9月末日及び3月末日現在において行なうものとする。

(予算の令達等)

第91条 監理課長は、事業において執行すべき収入支出予算

行すべき収入支出予算について、所属長に対し、収入予算にあつては収入予算通知書（様式第40号）によって通知し、支出予算にあつては配当を受けた支出予算のうちから支出予算令達書により令達しなければならない。

（予算の流用）

第93条 監理課長及び県民生活環境課長は、予算の執行において必要がある場合は、予算流用計算書により知事の承認を得て、各目、各節の金額を相互に流用することができる。ただし、減価償却費、土地売却原価、その他現金の支出を伴わない経費については、流用することができない。

（決算整理）

第98条 所属長は、毎事業年度経過後速やかに次の各号に掲げる事項について、決算整理を行なわなければならない。

(1)～(5) 略

（帳簿の締切）

第99条 企業出納員は、前条の規定により決算整理を行なった後、各帳簿の勘定の締切りを行なうものとする。

（報告セグメント区分）

第102条 規則第40条第2項に定める報告セグメントの区分は、港湾整備事業は港湾整備事業及び宅地造成事業、流域下水道事業は流域下水道事業とする。

（他の規則等との関係）

第103条 この規則に定めるものを除くほか、事業に係る合計その他の財務に関する事務手続に関しては、長崎県財務規則、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）、長崎県公有財産取扱規則（昭和39年長崎県規則第31号）、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）及び長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第4号）の規定の例による。

について、所属長に対し、収入予算にあつては収入予算通知書（様式第40号）によって通知し、支出予算にあつては配当を受けた支出予算のうちから支出予算令達書（様式第41号）により令達しなければならない。

（予算の流用）

第93条 監理課長は、予算の執行において必要がある場合は、予算流用計算書（様式第42号）により知事の承認を得て、各目、各節の金額を相互に流用することができる。ただし、減価償却費、土地売却原価、その他現金の支出を伴わない経費については、流用することができない。

（決算整理）

第98条 所属長は、毎事業年度経過後すみやかに次の各号に掲げる事項について、決算整理を行なわなければならない。

(1)～(5) 略

（帳簿の締切）

第99条 企業出納員は、前条の規定により決算整理を行なった後、各帳簿の勘定の締切りを行なうものとする。

（報告セグメント区分）

第102条 規則第40条第2項に定める報告セグメントの区分は、港湾整備事業、宅地造成事業とする。

（他の規則等との関係）

第103条 この規則に定めるものを除くほか、事業に係る合計その他の財務に関する事務手続に関しては、長崎県財務規則、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）、長崎県公有財産取扱規則（昭和39年長崎県規則第31号）、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）及び長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第4号）の規定の例による。

別表第2（第20条関係）

長崎県流域下水道事業

勘定科目表

損益勘定

（収益）

款	項	目	節	備考			
事業収益	営業収益	流域下水道維持 管理負担金 他会計負担金 国庫補助金 受託工事収益 その他営業収益	材料売却収益 手数料 雑収益				
					営業外収益	受取利息及び配 当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金
						他会計補助金 他会計負担金 長期前受金戻入 消費税及び地方 消費税還付金 雑収益	不用品売却収益 その他雑収益

	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正 益 その他特別利益		
(費用)				
事業費用	営業費用	管きよ費	給料 手当 賞与引当金等繰 入額 賃金 報酬 法定福利費 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 広報費 委託料 手数料 使用料及び賃借 料 修繕費 工事請負費 動力費 薬品費 材料費 補償費 研修費 食糧費 負担金 保険料 諸謝金 報償費 公課費 交際費 雑費	
		処理場費 受託工事費 業務費 総係費 減価償却費	有形固定資産減 価償却費 無形固定資産減 価償却費	
	営業外費用	資産減耗費	固定資産除却費	
		その他営業費用		
		支払利息	企業債利息 借入金利息	
		消費税及び地方 消費税 雑支出		
	特別損失		不用品売却原価 その他雑支出	
		固定資産売却損 臨時損失 過年度損益修正 損 その他特別損失		
	予備費	予備費		

(注) 処理場費、受託工事費、業務費、総係費の節は管  
 きょ費の節科目に準ずるものであること。

資産勘定

(固定資産)

款	項	目	節	備考
固定資産	有形固定資産	土地	事務所用地	
			施設用地	
			その他用地	
		建物	事務所用建物	
			処理場用建物	
			その他建物	
		建物減価償却累 計額	事務所用建物減 価償却累計額	
			処理場用建物減 価償却累計額	
			その他建物減価 償却累計額	
		構築物	管路施設	
			処理場施設	
			その他構築物	
		構築物減価償却 累計額	管路施設減価償 却累計額	
			処理場施設減価 償却累計額	
			その他構築物減 価償却累計額	
		機械及び装置	処理場用電気設 備	
			処理場用機械設 備	
			その他機械及び 装置	
	機械及び装置減 価償却累計額	処理場用電気設 備減価償却累計 額		
		処理場用機械設 備減価償却累計 額		
	その他機械及び 装置減価償却累 計額			
	車両運搬具 車両運搬具減価 償却累計額			
	工具・器具及び 備品			
	工具・器具及び 備品減価償却累 計額			
	建設仮勘定 その他有形固定 資産			
	その他有形固定 資産減価償却累 計額			
無形固定資産	借地権			
	地上権			
	施設利用権			
	その他無形固定 資産			



	投資その他の資産	出資金 長期前払消費税		
		その他投資減価 償却累計額		

(流動資産)

款	項	目	節	備考
流動資産	現金預金 未収金	現金 預金 営業未収金	その他営業未収 金	
		営業外未収金	未収受取利息 その他営業外未 収金	
	貯蔵品	その他未収金		
	短期貸付金	材料 その他の貯蔵品		
	前払費用	一般貸付金 他会計貸付金		
	前払金	前払保険料 その他の前払費 用		
	未収入金	前払消費税及び 前払地方消費税 その他の前払金		
	その他流動資産	未収入金		
		保有有価証券	保有有価証券	
		仮払消費税及び 地方消費税 その他雑流動資 産 貸倒引当金		

負債勘定

(固定負債)

款	項	目	節	備考
固定負債	企業債	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債 その他企業債		
	他会計借入金	建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金 その他長期借入 金		
	その他固定負債	その他固定負債		

(流動負債)

款	項	目	節	備考
流動負債	企業債	建設改良費等の		

	一時借入金	財源に充てるための企業債 その他企業債	
	未払金	一時借入金 営業未払金 営業外未払金	未払消費税及び未払地方消費税 その他営業外未払金
	未払費用	その他未払金	
	前受金	未払費用	
	前受収益	営業前受金 営業外前受金 その他前受金	
	引当金	前受収益	
	その他流動負債	賞与引当金 その他の引当金	
		預り金 預り有価証券 その他雑流動負債	

(繰延収益)

款	項	目	節	備考
繰延収益	長期前受金	長期前受金		
	長期前受金収益 化累計額	長期前受金収益 化累計額		

資本勘定

款	項	目	節	備考
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金		
剰余金	資本剰余金	受贈財産評価額 補助金 その他資本剰余金		
利益剰余金	減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金	繰越利益剰余金 年度末残高 当年度純利益		
	当年度未処理欠損金	繰越欠損金年度末残高 当年度純損失		

(注) 以上のほか、必要に応じ勘定科目を設けることができる。

なお、総勘定元帳は、目科目又は節科目で整理することができるものであること。

様式第1号中「起票 平成 年 月 日」を「起票 年 月 日」に改める。  
様式第2号中「起票 平成 年 月 日」を「起票 年 月 日」に改める。  
様式第2号中「支払 平成 年 月 日」を「支払 年 月 日」に改める。  
様式第3号中「起票 平成 年 月 日」を「起票 年 月 日」に改める。  
様式第20号中「または」を「又は」に改める。  
様式第21号中「三菱東京UFJ銀行長崎支店」を「三菱UFJ銀行長崎支店」に改める。  
様式第29号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。  
様式に、次の15様式を加える。

様式第46号 (第13条関係)

流域下水道事業会計									
収入伝票									
決裁	知事	部長	課長	企業出納員	参事	課長補佐	係長	班員	
所属		取扱者			@	収入No		-	
起案日					収入日				
					関連調定No				
					予 算 科 目				
					予算種別				
					款 項 目 節 細				
					( )				
借 方 科 目					貸 方 科 目				
款 項 目 節 細					款 項 目 節 細				
( )					( )				
					款 項 目 節 細				
					( )				
						金額			円
( )									
-									
件名									
摘要									

様式第47号 (第13条関係)

流域下水道事業会計 支払伝票								
決 裁	知事	部長	課長	企業出納員	参事	課長補佐	係長	班員
確 認								
所属		取扱者 <span style="float: right;">㊟</span>			支出No ー			
起案日					支出日			
					関連負担No			
予 算 科 目					研収日 年 月 日 <span style="float: right;">㊟</span> 請求日 年 月 日			
予算種別								
款 項 目 節 細  ( )					借 方 科 目			
借 方 科 目					貸 方 科 目			
款 項 目 節 細  ( )					款 項 目 節 細  ( )			
款 項 目 節 細  ( )					款 項 目 節 細  ( )			
金額								円
予 算 額	負担累計額	予算残額	支出累計額					
債 権 者	( )	支払方法						
件 名								
摘 要								
上記の金額領収しました。 年 月 日 住所 様 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>								支払済印

様式第48号 (第13条関係)

流域下水道事業会計

振替伝票

決 裁	知事	部長	課長	企業出納員	参事	課長補佐	係長	班員
合 議								
所 属				取扱者		振替No		-
起案日								
予 算 科 目				予 算 科 目				
予算種別				予算種別				
款 項 目 節 細				款 項 目 節 細				
( )				( )				
借 方 科 目				貸 方 科 目				
款 項 目 節 細				款 項 目 節 細				
( )				( )				
款 項 目 節 細				款 項 目 節 細				
( )				( )				
				金額		円		
件 名								
摘 要								

様式第49号 (第16条関係)

流域下水道事業会計  
全事業合計

総勘定元帳

款： 項： 目： (単位：円)

月日	節名称	件数	借方	貸方	残高
		前月繰越			
		【 月合計】			
		【翌月繰越】			

様式第50号 (第16条関係)

流域下水道事業会計

収入予算整理簿

(単位：円)

年	月分		予算科目	予算額	当予算額	修正額	確定累計額 (前月末)	確定額	確定累計額 (前月末)	予算残額	収入累計額 (前月末)	収入額	収入累計額	収入未済額	執行率	予算額 (前年度)	修正額 (前年度)	確定額 (前年度)	確定累計額 (前年度)	収入額 (前年度)	収入累計額 (前年度)	執行率 (前年度)		

様式第51号 (第16条関係)

流域下水道事業会計

支出予算整理簿

(単位：円)

年	月分		期転支出		予算科目	予算額	当予算額	修正額	確定累計額 (前月末)	確定額	確定累計額 (前月末)	予算残額	支出累計額 (前月末)	支出額	支出累計額	支出未済額	執行率	予算額 (前年度)	修正額 (前年度)	確定額 (前年度)	確定累計額 (前年度)	支出額 (前年度)	支出累計額 (前年度)	執行率 (前年度)		

様式第52号 (第16条関係)

流域下水道事業会計

現金預金出納簿

(単位：円)

月日	伝票区分	伝票No	件名	相手先	借方	貸方	残高
			前月繰越				
			【 月合計】 【翌月繰越】				

様式第53号 (第16条関係)

資産No. \_\_\_\_\_

固定資産台帳

流域下水道事業会計

款  
項  
目  
節

資産No	
取得年度	
取得日付	

施工者	工事番号	工事名	所在地	図面番号	構造等	管種情報	取得価額		耐用年数	償却率	数量	リース期間	費用内訳	財源内訳	取得区分	所管部門	施設区分	原価部門	予算目	資産区分	事業	附記	償却方法	償却開始	償却区分	残耐用年数	償却率
							以前情報：取得日付	以前情報：取得価額																		償却率	
							償却対象額	年間償却額																		残存価額	償却限度額

日付	摘要	帳簿原価				減価償却累計額		帳簿価額	処分額	備考
		(借方/貸方)		残高		(借方/貸方)	累計額			
		数量	価額	数量	価額					







様式第58号 (第16条関係)

流域下水道事業会計

前金払等整理簿

起案日:

(単位:円)

支払日	所属	前渡資金No	件名	前渡支払額	起案日	精算日	精算額	精算に対する増減額		未精算額
								追加支出額	戻入額	
伝票No										

様式第59号 (第24条関係)

流域下水道事業会計

納入通知書

年度	納入者	住所	
第号	氏名		
会社名			
科目	(款)	(目)	
	(項)	(節)	
金	円		
納入目的			
納入期限 年 月 日			
納入場所	親和銀行		
上記のとおり納付してください。			
年 月 日			
長崎県 長崎県知事			

印

受入れの銀行で保管してください。

キリトリ線

流域下水道事業会計

領収済通知書

年度	納入者	住所	
第号	氏名		
会社名			
科目	(款)	(目)	
	(項)	(節)	
金	円		
納入目的			
上記の金額を領収済に付通知します。			
年 月 日			
長崎県出納取扱銀行			
銀行 店 印			
長崎県流域下水道事業 企業出納員 様			

受入れの銀行を経由して送付してください。

キリトリ線

流域下水道事業会計

領収証書

年度	納入者	住所	
第号	氏名		
会社名			
科目	(款)	(目)	
	(項)	(節)	
金	円		
納入目的			
上記の金額を領収しました。			
年 月 日			
長崎県出納取扱銀行			
銀行 店 印			

納付者へ交付してください。

キリトリ線

様式第60号 (第43条関係)

返 納 通 知 書		領 収 済 通 知 書		領 収 証 書	
年度	(返納者)	年度	(返納者)	年度	(返納者)
第 号	住 所 氏 名	第 号	住 所 氏 名	第 号	住 所 氏 名
金		金		金	
納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	納期限	年 月 日
ただし		ただし		ただし	
上記の金額を納期限までに 出納取扱金融機関 又は収納取扱金融機関若しくは長崎県企業出納員 に納付してください。		上記の金額を領収しましたから通知しま す。		上記の金額を領収しました。	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
長崎県長崎県知事 印		出納取扱金融機関名 長崎県流域下水道事業 企業出納員様 (収納印)		出納取扱金融機関名 長崎県流域下水道事業 企業出納員	

受け入れの銀行で保管してください。

キリトリ線

受け入れの銀行を経由して送付してください。

キリトリ線

納付者へ交付してください。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県病院企業団規程

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和2年3月31日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団管理規程第4号

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程

長崎県病院企業団財務規程（平成21年長崎県病院企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(伝票の種類)</p> <p>第13条 伝票の種類は、調定兼収入伝票（様式第3号）、収入伝票（様式第3号の2）、支出負担行為兼支払伝票（様式第5号）、支払伝票（様式第6号）、振替伝票（様式第7号）、<u>調定兼振替伝票（様式第7号の2）及び支出負担行為兼振替伝票（様式第7号の3）</u>とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(伝票の種類)</p> <p>第13条 伝票の種類は、調定兼収入伝票（様式第3号）、収入伝票（様式第3号の2）、支出負担行為兼支払伝票（様式第5号）、支払伝票（様式第6号）及び振替伝票（様式第7号）とする。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(履行遅滞に対する違約金)</p> <p>第149条 契約担任者は、請負者等の履行遅滞があったときは、次の各号に掲げる契約に応じ、当該各号に定める違約金を徴収しなければならない。ただし、天災事変等によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 建設工事契約金額に対し年<u>2.6</u>パーセント</p> <p>(2) 物件の購入未納部分の代金に対し年<u>2.6</u>パーセント</p> <p>(3) 略</p>	<p>(履行遅滞に対する違約金)</p> <p>第149条 契約担任者は、請負者等の履行遅滞があったときは、次の各号に掲げる契約に応じ、当該各号に定める違約金を徴収しなければならない。ただし、天災事変等によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 建設工事契約金額に対し年<u>2.7</u>パーセント</p> <p>(2) 物件の購入未納部分の代金に対し年<u>2.7</u>パーセント</p> <p>(3) 略</p>

別表第1 (第19条関係)  
長崎県病院企業団病院事業  
勘定科目表  
損益勘定  
(収益)

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)

(費用)

款	項	目	節
病院事業費用	医療費用	給与費	給料手当
	(略)	(略)	(略)
	附帯事業費用 (訪問看護ステーション) (居宅介護支援) (老人介護支援センター)	給与費	給料手当
	(略)	(略)	(略)

資産、資本、整理、負債勘定  
(資産)

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)

(資本)

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)

(整理勘定)

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)

(負債)

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表第1 (第19条関係)  
長崎県病院企業団病院事業  
勘定科目表  
損益勘定  
(収益)

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)

(費用)

款	項	目	節
病院事業費用	医療費用	給与費	給料手当 賞与 退職金 (略)
	(略)	(略)	(略)
	附帯事業費用 (訪問看護ステーション) (居宅介護支援) (老人介護支援センター)	給与費	給料手当 賞与 退職金 (略)
	(略)	(略)	(略)

資産、資本、整理、負債勘定  
(資産)

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)

(資本)

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)

(整理勘定)

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)

(負債)

款	項	目	節
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

様式第23号 (第22条関係)  
(精神医療センター用)

第1面 納入通知書・領収書【入院】

氏名 種 納入期間 年 月 日  
患者番号 月 日～ 月 日  
請求期間 年 月 日～ 年 月 日  
会計年度 年度 会計名 病院事業会計-医療収益

科-病室別	医学管理費	在宅医療	投資	注釈	処置	検査	薬剤	給食	雑費
保 険	保 険	保 険	リハビリテーション	精神科専門療法	入院料等	合計点検	食費徴収費	生活保護費	

請求の内訳

請求内訳	請求(内訳)	請求(内訳)	請求(内訳)
保 険	保 険	保 険(食事)	保 険(負担)
食料	食料	食料	食料
雑費	雑費	雑費	雑費
前請求	前請求	前請求	前請求
前請求	前請求	前請求	前請求

納入金額 長崎県精神医療センター又は十八親和銀行の承認又は受取

様式第23号 (第22条関係)  
(精神医療センター用)

第1面 納入通知書・領収書【入院】

氏名 種 納入期間 平成 年 月 日  
患者番号 月 日～ 月 日  
請求期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日  
会計年度 平成 年度 会計名 病院事業会計-医療収益

科-病室別	医学管理費	在宅医療	投資	注釈	処置	検査	薬剤	給食	雑費
保 険	保 険	保 険	リハビリテーション	精神科専門療法	入院料等	合計点検	食費徴収費	生活保護費	

請求の内訳

請求内訳	請求(内訳)	請求(内訳)	請求(内訳)
保 険	保 険	保 険(食事)	保 険(負担)
食料	食料	食料	食料
雑費	雑費	雑費	雑費
前請求	前請求	前請求	前請求
前請求	前請求	前請求	前請求

納入金額 長崎県精神医療センター又は十八親和銀行の承認又は受取

第3面 収納票【入院】

氏名 種 納入期間 年 月 日  
患者番号 月 日～ 月 日  
請求期間 年 月 日～ 年 月 日  
会計年度 年度 会計名 病院事業会計-医療収益

科-病室別	医学管理費	在宅医療	投資	注釈	処置	検査	薬剤	給食	雑費
保 険	保 険	保 険	リハビリテーション	精神科専門療法	入院料等	合計点検	食費徴収費	生活保護費	

請求の内訳

請求内訳	請求(内訳)	請求(内訳)	請求(内訳)
保 険	保 険	保 険(食事)	保 険(負担)
食料	食料	食料	食料
雑費	雑費	雑費	雑費
前請求	前請求	前請求	前請求
前請求	前請求	前請求	前請求

納入金額 長崎県精神医療センター又は十八親和銀行の承認又は受取

第3面 収納票【入院】

氏名 種 納入期間 平成 年 月 日  
患者番号 月 日～ 月 日  
請求期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日  
会計年度 平成 年度 会計名 病院事業会計-医療収益

科-病室別	医学管理費	在宅医療	投資	注釈	処置	検査	薬剤	給食	雑費
保 険	保 険	保 険	リハビリテーション	精神科専門療法	入院料等	合計点検	食費徴収費	生活保護費	

請求の内訳

請求内訳	請求(内訳)	請求(内訳)	請求(内訳)
保 険	保 険	保 険(食事)	保 険(負担)
食料	食料	食料	食料
雑費	雑費	雑費	雑費
前請求	前請求	前請求	前請求
前請求	前請求	前請求	前請求

納入金額 長崎県精神医療センター又は十八親和銀行の承認又は受取

様式第28号 (第24条関係)

(精神医療センター一般外来用)

**領 収 書 【 一 般 外 来 】**

平成 年 月 日

氏 名 種  
 患者番号  
 会計年度 年度 会計名 病院事業会計・医薬収益 納入期間 年 月 日

品 類	品 名	単 位	単 価	点 数	延 べ 額	税 額	計 額
保 険	診 察	点					
	リハビリテーション	点					
保 険 外	診 察	点					
	リハビリテーション	点					

延定診療費	その他	点					
(内訳)	(内訳)						
点数合計							
患者負担額小計							
納入金額							

この領収証の再発行は致しませんので大切に保管してください。

領収印

様式第28号 (第24条関係)

(精神医療センター一般外来用)

**領 収 書 【 一 般 外 来 】**

平成 年 月 日

氏 名 種  
 患者番号  
 会計年度 平成 年度 会計名 病院事業会計・医薬収益 納入期間 平成 年 月 日

品 類	品 名	単 位	単 価	点 数	延 べ 額	税 額	計 額
保 険	診 察	点					
	リハビリテーション	点					
保 険 外	診 察	点					
	リハビリテーション	点					

延定診療費	その他	点					
(内訳)	(内訳)						
点数合計							
患者負担額小計							
納入金額							

この領収証の再発行は致しませんので大切に保管してください。

領収印

様式第28号 (第24条関係)

(精神医療センター一般外来用)

**領 収 書 (控) 【 一 般 外 来 】**

平成 年 月 日

氏 名 種  
 患者番号  
 会計年度 年度 会計名 病院事業会計・医薬収益 納入期間 年 月 日

品 類	品 名	単 位	単 価	点 数	延 べ 額	税 額	計 額
保 険	診 察	点					
	リハビリテーション	点					
保 険 外	診 察	点					
	リハビリテーション	点					

延定診療費	その他	点					
(内訳)	(内訳)						
点数合計							
患者負担額小計							
納入金額							

この領収証の再発行は致しませんので大切に保管してください。

領収印

様式第28号 (第24条関係)

(精神医療センター一般外来用)

**領 収 書 (控) 【 一 般 外 来 】**

平成 年 月 日

氏 名 種  
 患者番号  
 会計年度 平成 年度 会計名 病院事業会計・医薬収益 納入期間 平成 年 月 日

品 類	品 名	単 位	単 価	点 数	延 べ 額	税 額	計 額
保 険	診 察	点					
	リハビリテーション	点					
保 険 外	診 察	点					
	リハビリテーション	点					

延定診療費	その他	点					
(内訳)	(内訳)						
点数合計							
患者負担額小計							
納入金額							

この領収証の再発行は致しませんので大切に保管してください。

領収印

様式第29号 (第24条関係)

(精神医療センター歯科外来用)

**領 収 書 【 歯 科 外 来 】**

平成 年 月 日

氏 名 種  
 患者番号  
 会計年度 年度 会計名 病院事業会計・医薬収益 納入期間 年 月 日

品 類	品 名	単 位	単 価	点 数	延 べ 額	税 額	計 額
保 険	診 察	点					
	診療	点					
保 険 外	診 察	点					
	診療	点					

延定診療費	その他	点					
(内訳)	(内訳)						
点数合計							
患者負担額小計							
納入金額							

この領収証の再発行は致しませんので大切に保管してください。

領収印

様式第29号 (第24条関係)

(精神医療センター歯科外来用)

**領 収 書 【 歯 科 外 来 】**

平成 年 月 日

氏 名 種  
 患者番号  
 会計年度 平成 年度 会計名 病院事業会計・医薬収益 納入期間 平成 年 月 日

品 類	品 名	単 位	単 価	点 数	延 べ 額	税 額	計 額
保 険	診 察	点					
	診療	点					
保 険 外	診 察	点					
	診療	点					

延定診療費	その他	点					
(内訳)	(内訳)						
点数合計							
患者負担額小計							
納入金額							

この領収証の再発行は致しませんので大切に保管してください。

領収印

様式第29号 (第24条関係)

(精神医療センター歯科外来用)

**領 収 書 (控) 【 歯 科 外 来 】**

平成 年 月 日

氏 名 種  
 患者番号  
 会計年度 年度 会計名 病院事業会計・医薬収益 納入期間 年 月 日

品 類	品 名	単 位	単 価	点 数	延 べ 額	税 額	計 額
保 険	診 察	点					
	診療	点					
保 険 外	診 察	点					
	診療	点					

延定診療費	その他	点					
(内訳)	(内訳)						
点数合計							
患者負担額小計							
納入金額							

この領収証の再発行は致しませんので大切に保管してください。

領収印

様式第29号 (第24条関係)

(精神医療センター歯科外来用)

**領 収 書 (控) 【 歯 科 外 来 】**

平成 年 月 日

氏 名 種  
 患者番号  
 会計年度 平成 年度 会計名 病院事業会計・医薬収益 納入期間 平成 年 月 日

品 類	品 名	単 位	単 価	点 数	延 べ 額	税 額	計 額
保 険	診 察	点					
	診療	点					
保 険 外	診 察	点					
	診療	点					

延定診療費	その他	点					
(内訳)	(内訳)						
点数合計							
患者負担額小計							
納入金額							

この領収証の再発行は致しませんので大切に保管してください。

領収印

<p>様式第35号の2 (第27条、第56条、第58条関係)</p> <p>送金通知書・過誤納金返還通知書亡失(き損)届</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">金 額</td> <td style="width:50%;">円</td> </tr> <tr> <td>発行病院</td> <td>長崎県 病院</td> </tr> <tr> <td>通知番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>送金年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>支払場所</td> <td>銀行 支店</td> </tr> <tr> <td>送金元銀行</td> <td>銀行 支店</td> </tr> </table> <p>送金通知書 過誤納金返還通知書</p> <p>を亡失(き損)しましたのでお届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 印</p> <p>長崎県 病院長 様</p>	金 額	円	発行病院	長崎県 病院	通知番号	第 号	送金年月日	年 月 日	支払場所	銀行 支店	送金元銀行	銀行 支店	<p>未 払 証 明 書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">金 額</td> <td style="width:50%;">円</td> </tr> <tr> <td>受取人住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>送金年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>支払場所</td> <td>銀行 支店</td> </tr> <tr> <td>送金元銀行</td> <td>銀行 支店</td> </tr> </table> <p>上記については、調査の結果、未払であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県 病院公金取扱銀行 銀行 支店 印</p> <p>長崎県 病院長 様</p>	金 額	円	受取人住所		氏 名		通知番号	第 号	送金年月日	年 月 日	支払場所	銀行 支店	送金元銀行	銀行 支店
金 額	円																										
発行病院	長崎県 病院																										
通知番号	第 号																										
送金年月日	年 月 日																										
支払場所	銀行 支店																										
送金元銀行	銀行 支店																										
金 額	円																										
受取人住所																											
氏 名																											
通知番号	第 号																										
送金年月日	年 月 日																										
支払場所	銀行 支店																										
送金元銀行	銀行 支店																										
<p>様式第35号の2 (第27条、第56条、第58条関係)</p> <p>送金通知書・過誤納金返還通知書亡失(き損)届</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">金 額</td> <td style="width:50%;">円</td> </tr> <tr> <td>発行病院</td> <td>長崎県 病院</td> </tr> <tr> <td>通知番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>送金年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>支払場所</td> <td>銀行 支店</td> </tr> <tr> <td>送金元銀行</td> <td>銀行 支店</td> </tr> </table> <p>送金通知書 過誤納金返還通知書</p> <p>を亡失(き損)しましたのでお届けします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 印</p> <p>長崎県 病院長 様</p>	金 額	円	発行病院	長崎県 病院	通知番号	第 号	送金年月日	平成 年 月 日	支払場所	銀行 支店	送金元銀行	銀行 支店	<p>未 払 証 明 書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">金 額</td> <td style="width:50%;">円</td> </tr> <tr> <td>受取人住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>送金年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>支払場所</td> <td>銀行 支店</td> </tr> <tr> <td>送金元銀行</td> <td>銀行 支店</td> </tr> </table> <p>上記については、調査の結果、未払であることを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>長崎県 病院公金取扱銀行 銀行 支店 印</p> <p>長崎県 病院長 様</p>	金 額	円	受取人住所		氏 名		通知番号	第 号	送金年月日	平成 年 月 日	支払場所	銀行 支店	送金元銀行	銀行 支店
金 額	円																										
発行病院	長崎県 病院																										
通知番号	第 号																										
送金年月日	平成 年 月 日																										
支払場所	銀行 支店																										
送金元銀行	銀行 支店																										
金 額	円																										
受取人住所																											
氏 名																											
通知番号	第 号																										
送金年月日	平成 年 月 日																										
支払場所	銀行 支店																										
送金元銀行	銀行 支店																										

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所